

○ 香南市教育委員会会議傍聴人規則

平成18年 3 月 1 日

教育委員会規則第 4 号

（ 目的 ）

第 1 条 この規則は、教育委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（ 傍聴の手續等 ）

第 2 条 教育委員会の会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿（別記様式）に自己の氏名及び住所を記入しなければならない。

2 傍聴人の数は、傍聴人用の席数を限度とする。

3 傍聴しようとする者が、傍聴人用の席数を越える場合にあっては、抽選により傍聴人を決定するものとする。

（ 傍聴の禁止 ）

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴を許さない。

（ 1 ） 酒気を帯びていると認められる者

（ 2 ） 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者

（ 3 ） その他傍聴を不適當と認める者

（ 傍聴人の遵守事項 ）

第 4 条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

（ 1 ） 異様な服装をしないこと。

（ 2 ） 飲食又は喫煙をしないこと。

（ 3 ） 静かに傍聴し、私語、談笑等議事の妨害となるような行為をしないこと。

（ 4 ） 議事に批評を加え、賛否を表明し、又は拍手をしないこと。

（ 5 ） 教育長の許可を受けないで、録音、撮影を目的とする機器を持ち込み、使用しないこと。

（ 6 ） 前各号のほか、会議の妨害となるような挙動しないこと。

2 前項各号のほか、傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

（ 退場命令 ）

第 5 条 教育長は、傍聴人がこの規則に違反し、議場の秩序を乱す恐れがあると認めたときは、退場を命ずることができる。

（その他の制限又は禁止）

第 6 条 前各条に定めるもののほか、教育長が必要と認めるときは、傍聴を制限し、又は禁止することができる。

附 則

この規則は、平成18年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月23日教委規則第 3 号）

この規則は、平成27年 4 月 1 日において現に在職する教育長が欠けた日又は平成30年 4 月29日のいずれか早い日から施行する。